

## 在留期間更新許可申請書の作成について(必ず読んでください)

### ■在留資格変更許可申請書の作成・提出時期について

在留資格の期限日より3ヶ月前から行ってください。

※在留資格の期限日から3ヶ月前が長期休暇中で帰省しているなど、特別な理由がある場合は国際センターに相談してください。

### ■申請手順 (以下の① → ② → ③の順に、申請書類の作成・準備、申請手続きをしてください)

①以下の書類を作成、準備してください。

ファイル No.	書類	注意事項
01	在留期間更新許可申請書（データ）	「1」・「2」の申請書はエクセルデータです。 必要箇所の全てに、あなたの情報を入力してください。
02	資格外活動許可申請書（データ）	<b>※黄色の箇所 → 全員入力してください。</b> <b>※ピンク色の箇所 → 該当する方のみ入力してください。</b>
03	提出書類一覧表&各種確認書	
04	手数料納付書	入国管理局で手数料（6,000円）分の収入印紙を購入し、「手数料納付書」に貼って提出します。
05	在学証明書	
06	成績証明書	
09	在留カード（または外国人登録証）	
10	顔写真（縦4cm×横3cm）1葉	
11	パスポート	
12	その他	①5年生以上の場合：留年の理由書、今後の学習計画書 ②在留期限が超過している場合：申請が遅れた理由書 ※上記の書類に加え、国際センターも書類を作成します。

②入国管理局に提出する前に、「01 在留期間更新許可申請書（データ）」、「02 資格外活動許可申請書（データ）」を国際センターまでメールで送信してください。

メール送信先 ryugakusei@andrew.ac.jp

③上記「01～11」の書類を大阪出入国在留管理局に書類を提出してください。提出後は、次の対応をしてください。

- ・自宅に『資料提出通知書』が届いた場合、速やかに国際センターに報告してください。
- ・新しい在留カードを受領した後、国際センターに在留カードの表面と裏面をコピーして、提出してください。

**わからないことは、かならず国際センターに相談してください。**